

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【公開番号】特開2020-2154(P2020-2154A)

【公開日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-001

【出願番号】特願2019-152602(P2019-152602)

【国際特許分類】

C 07 K 7/08 (2006.01)

C 07 K 14/54 (2006.01)

【F I】

C 07 K 7/08 Z N A

C 07 K 14/54

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月9日(2019.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

D / E - F - L - E / Q / N - S / R - X - I / K - X - L / I - X - Q (配列番号2)
(式中、Xは任意のアミノ酸を示す)で示されるアミノ酸配列を含むか、もしくは配列番号2のアミノ酸配列における任意の1つのアミノ酸を他の任意のアミノ酸に置換したアミノ酸配列を含み、かつIL-2、IL-4、IL-7、IL-9、IL-15およびIL-21からなる群より選択される2種以上のcサイトカインの活性を阻害することができる単離または精製されたペプチド。

【請求項2】

ペプチドが18乃至22のアミノ酸を含む請求項1に記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項3】

配列番号2のアミノ酸配列と少なくとも90%の相同性を示す部分アミノ酸配列を有する請求項2に記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項4】

配列番号2のアミノ酸配列と少なくとも95%の相同性を示す部分アミノ酸配列を有する請求項2に記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項5】

IL-2、IL-9およびIL-15の活性を阻害する請求項1~4のいずれかに記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項6】

IL-15およびIL-21の活性を阻害する請求項1~4のいずれかに記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項7】

IL-15の活性を阻害する請求項1~4のいずれかに記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項8】

IL-21の活性を阻害する請求項1~4のいずれかに記載の単離または精製されたペ

ペプチド。

【請求項 9】

前記ペプチドが、既存の生体タンパク質もしくはペプチドのN末端、C末端もしくは側鎖残基において共役している請求項1～8のいずれかに記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項 10】

前記生体タンパク質又はペプチドが、ウシ血清アルブミン(B S A)、アルブミン、免疫グロブリンG(I g G)のFc領域、スキヤホールドとして機能する生体タンパク質、およびポリエチレングリコール(P E G)からなる群より選択される請求項9に記載の単離または精製されたペプチド。

【請求項 11】

疾患治療剤を製造するための請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドの使用。

【請求項 12】

細胞内でcサイトカインファミリーの2以上のメンバーによるシグナル伝達をブロックするための薬剤を製造するための請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドの使用。

【請求項 13】

cサイトカイン媒介性疾患の改善剤もしくは治療剤を製造するための請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドの使用。

【請求項 14】

前記cサイトカイン媒介性疾患が、CD4白血病、CD8白血病、LGL白血病、全身性エリテマトーデス、シェーグレン症候群、ウェーベー肉芽腫症、セリアック病、橋本甲状腺炎、関節リウマチ、炎症性腸疾患、糖尿病、乾癬、多発性硬化症、ブドウ膜炎、眼炎症、重症筋無力症、および移植片対宿主病(G v H D)からなる群より選択される請求項13に記載の使用。

【請求項 15】

H T L V - 1関連脊髄症(H A M) / 热帯性痙性不全対麻痺(T S P)に関連する疾患の改善剤もしくは治療剤を製造するための請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドの使用。

【請求項 16】

前記H A M / T S Pに関連する疾患が、成人T細胞性白血病(A T L)、H T L V関連脊髄症 / 热帯性痙性不全対麻痺(H A M / T S P)、ならびにH T L Vに関連する他の非新生物性炎症性疾患(ブドウ膜炎(H U)、関節症、肺疾患、皮膚炎、外分泌腺症および筋炎)からなる群より選択される請求項15に記載の使用。

【請求項 17】

炎症性呼吸器疾患の改善剤もしくは治療剤を製造するための請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドの使用。

【請求項 18】

前記炎症性呼吸器疾患が、喘息、副鼻腔炎、花粉症、気管支炎、慢性閉塞性肺疾患(C O P D)、アレルギー性鼻炎、急性耳炎、慢性耳炎、および肺線維症からなる群より選択される請求項17に記載の使用。

【請求項 19】

美容目的用の請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドの使用。

【請求項 20】

前記美容目的が、ざ瘡の治療、脱毛の治療、日焼けの治療、爪のケア、および外見の老化の軽減からなる群より選択される請求項19に記載の使用。

【請求項 21】

治療有効量の請求項1～10のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドを含む

医薬組成物。

【請求項 2 2】

c サイトカイン媒介性疾患を改善または治療するための請求項 2 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 3】

前記 c サイトカイン媒介性疾患が、C D 4 白血病、C D 8 白血病、L G L 白血病、全身性エリテマトーデス、シェーグレン症候群、ウェーゲナー肉芽腫症、セリアック病、橋本甲状腺炎、関節リウマチ、炎症性腸疾患、糖尿病、乾癬、多発性硬化症、ブドウ膜炎、眼炎症、重症筋無力症、および移植片対宿主病（G v H D）からなる群より選択される請求項 2 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 4】

H T L V - 1 関連脊髄症（H A M）/熱帯性痙性不全対麻痺（T S P）に関連する疾患を改善または治療するための請求項 2 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 5】

前記 H A M / T S P に関連する疾患が、成人T細胞白血病（A T L）、H T L V 関連脊髄症 / 熱帯性痙性不全対麻痺（H A M / T S P）、ならびにH T L V に関連する他の非新生物性炎症性疾患（ブドウ膜炎（H U）、関節症、肺疾患、皮膚炎、外分泌腺症および筋炎）からなる群より選択される請求項 2 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 6】

炎症性呼吸器疾患を改善または治療するための請求項 2 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 7】

前記炎症性呼吸器疾患が、喘息、副鼻腔炎、花粉症、気管支炎、慢性閉塞性肺疾患（C O P D）、アレルギー性鼻炎、急性耳炎、慢性耳炎、および肺線維症からなる群より選択される請求項 2 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 8】

美容目的用の請求項 2 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 9】

前記美容目的が、ざ瘡の治療、脱毛の治療、日焼けの治療、爪のケア、および外見の老化の軽減からなる群より選択される請求項 2 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 3 0】

治療有効量の請求項 1 ~ 1 0 のいずれかに記載の単離または精製されたペプチドを含む軟膏であって、美容目的用の軟膏。

【請求項 3 1】

前記美容目的が、ざ瘡の治療、脱毛の治療、日焼けの治療、爪のケア、および外見の老化の軽減からなる群より選択される請求項 3 0 に記載の軟膏。